

## 第34回 玉村町農業委員会 議事録

事務局長：ただ今から、第34回玉村町農業委員会を開会いたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。第34回農業委員会を開会いたします。世界情勢悪化により、農業関係の事情も今後さらに変動する可能性がありますので、皆さんと情報を共有していきたいと思っております。

事務局長：ありがとうございました。  
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人についてですが、今回は1番委員・3番委員を指名します。  
なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。  
議案第1号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第3条第1項の許可申請について説明します。  
〈議案第1号番号1について説明〉  
説明は以上です。

議長：それでは、議案第1号 番号1について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。  
(挙手なし)  
番号1について、原案のとおり、許可とすることに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)  
番号1は、許可と決定いたします。

議長：次に、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明します。  
番号1 令和8年3月19日受付  
この申請は、貸露天駐車場用地としての農地転用です。  
〈議案第2号番号1について説明〉  
議案第2号 番号1の説明は以上です。

議長：それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

番号1は、許可相当と決定いたします。

議長 : 次に、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 番号2 令和8年3月6日受付

この申請は、営農型太陽光発電建設用地としての一時転用です。

〈申請地、申請者について説明〉

申請理由は、営農型発電所施設として利用するためであり、利用期間は3年間です。太陽光発電のA型の基準として、周辺の農作物の8割以上の収量を確保することが求められますが、提出された報告書によると、許可要件を満たしているとは言い難い状況です。

このため、周辺農地への影響は無いものの、許可要件を満たしていない点を踏まえ、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。議案第1号番号2の説明は以上です。

議長 : それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長 : 現地の状況は、ブルーベリーの苗は太陽光パネルの真下ではなく、間に設置してある状況です。3年の申請であり、事務局の説明どおり確かに収穫量は少ないが、周辺農地に与える影響はない。ただし条件を満たすことは重要なので、3年の許可ではなく1年ごとに報告をいただき、営農活動を頑張ってもらいたいというのが部会の意見です。

議長 : それでは、番号2について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

8番委員 : これは一時転用だが、終わったら原状回復するということか。

事務局 : ご認識のとおりです。

6番委員 : 年に一度の報告を徹底させたいうえで、努力して継続してもらいたい方針で良いのではないかと。指導していくことが大事だ。

事務局 : 補足ですが、本日欠席の9番委員より、8割の収量を確保できていない現状は問題であり、不許可相当であるとの意見をいただいております。

10番委員 : 現状では本数が足りず8割を確保することは難しいのではないかと。継続するならば、

太陽光パネルの下にも苗を植え、収量を確保していくことが重要だ。

事務局 : その通りだが、要件の8割以上の収量を達成できるのであれば、通路部分だけでも法的に問題はない。

15番委員 : 申請人が収穫報告をしっかりと出し、実績を伴って継続していくのであれば、1年更新で許可に見合うか注視する方針が良いのではないかと。

6番委員 : 重要なことは収穫量の要件ではなく、周囲に迷惑をかけないことだ。本件は周囲への悪影響はないので問題はない。申請人に収量を確保する努力をしてもらうべきだ。

議長 : 皆様の意見を総括すると、条件を付すべきである。毎年実績報告することを条件とし、許可期間は原案の3年ではなく、2年が妥当と考えるがどうか。

(挙手なし)

番号2について、条件付きで2年の許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

番号2は、条件付きで2年の許可相当と決定いたします。

議長 : 次に、議案第3号番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号 農地法第5条第1項の許可申請について説明します。

番号1 令和8年3月19日受付

この申請は、賃貸借による工場用地への農地転用です。

〈譲受人、譲渡人、申請地について説明〉

申請理由は、当該法人が、隣接地の転用許可後に、誤って申請地に建物を建設してしまったことに関する是正の申請となります。始末書も受理しております。

議案第3号番号1の説明は以上です。

議長 : それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長 : この件に関しましては、始末書や申請理由書を見ても、どのような顛末でこのような状態に至ったかの全容が分からないため、部会として判断するのが難しいのが現状です。よってもう少し経緯を整理してもらったうえでないと判断できないので、部会としては今回は保留という形にすべきと考えます。

議長 : 長年にわたり転用の許可が下りていない土地に建物が建築されてしまっている状態であり、部会では保留の判断としましたが、再度精査し、次回の総会で、より詳しい経緯を把握したうえで判断するため、保留ということよろしいでしょうか。

事務局長 : 私も部会長と同じ見解であり、申請人より理由を示してもらう必要があると考えます。そのため改めて法人の代表者若しくは代理人より農業委員会で説明してもらうのはどうか。

12番委員：農業委員会は指導を行ってきたのか。

議長：平成25年に3度、令和6年にも是正指導している。

部会長：ここまで長期間に渡る懸案を、今この場で判断することはできない。相手方の話を聞くなりして、慎重に判断すべきだ。

議長：それでは、議案第3号 番号1については判断は保留とし、1ヶ月後に再度審議したい。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号1について、原案のとおり、保留とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

番号1は、保留と決定いたします。

議長：次に、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に番号2 令和8年3月18日受付

この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

〈議案第3号番号2について説明〉

番号2の説明は以上です。

議長：それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：それでは、番号2について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号2について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

番号2は、許可相当と決定いたします。

議長：次に、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：番号3 令和8年3月23日受付

この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

〈議案第3号番号3について説明〉

番号3の説明は以上です。

議長：それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判

断いたしました。

議 長 : それでは、番号3について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号3について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

番号3は、許可相当と決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については、相  
続で6件受理しております。

報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況については、  
1件受理しております。

報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、  
1件受理しております。

報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況については、7件  
交付しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願  
います。

(質疑応答なし)

それでは、報告事項について終了とします。

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。